

第 12 章 水 防 活 動

第 1 節 水防体制

1 本庁における水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（1）による災害警戒本部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、気象、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び国、その他防災関係機関等からの水防情報の収集及び通報等の事務を処理する。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（2）～（5）による災害警戒本部に移行した場合、地域防災計画に定める災害警戒本部体制の下に水防事務を処理する。

2 土木事務所の水防体制

- (1) 水防計画第 4 章第 1 節第 1 項（1）による災害警戒支部に移行した場合、待機が解除されるまでの間、雨量・水位の観測、河川防災カメラ及び京都府土砂災害警戒情報システムによる降雨状況等の監視及び通報、洪水予報・水防警報の発表、水防情報の伝達等を行うものとする。

又、必要に応じて所轄区域内の水防管理者及び河川課・砂防課に連絡し、職員を現地に派遣して水防の指導等に当たらせるものとする。

なお、水防業務については、別途水防待機等要領で定めるものとする。

- (2) 土木事務所は、隣接する土木事務所と連絡を密にし、相互に水防に協力するものとする。
- (3) 災害警戒支部（基本配備は除く。）及び災害対策支部が設置された場合は、それぞれの支部体制の下で(1)の水防業務を行う。

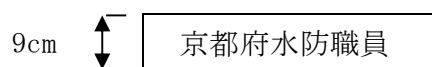
3 広域振興局の水防体制

- (1) 気象業務法第 14 条の 2 第 1 項の規定による大雨及び洪水注意報及び大雨、洪水及び高潮警報、又は知事が必要と認めたとき、若しくは気象、雨量、水位等によって広域振興局長が必要であると認めるときは、広域振興局を水防体制に移し、あらかじめ定めておいた担当員を現地に派遣して、情報収集やため池等の水防指導に当たらせるものとする。

(注) 指導するために現地に赴く職員は、次のひな形の腕章を付するものとする。

地質・・・毛織又は木綿の白布

文朝・・・茶色



4 大野ダム総合管理事務所の水防体制

- (1) 京都地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられた時は、大野ダム操作規則第13条の規定及び畑川ダム操作規則第10条の規定に基づき、洪水警戒体制に入るものとする。
- (2) 洪水警戒体制時においては、大野ダム操作規則第14条各号の規定及び畑川ダム操作規則第11条各号の規定に基づき、各関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にし、必要な措置をとるものとする。

5 水防管理団体の水防体制

- (1) 平時の巡視
水防管理者は、堤防延長1kmないし2kmごとに1人の基準で巡視員を定め、常に区域内を巡視させ、水防上危険な個所を発見した時は、所轄土木事務所長に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 出水時の監視
水防管理者は、堤防延長500mないし1,000mごとに監視人1人、連絡員1人の基準で監視に当らせ、特に重要水防区域及び河川重点警戒箇所については監視を厳にする。
また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合も同様とする。
- (3) 水防管理者は、常に気象状況に注意し、気象警報、洪水予報等が発せられた場合又は水防第1信号を受けたときは、水防作業員が出動できるよう連絡方法を定めておかねばならない。
- (4) 水防作業員は、第1信号で出動（1番手）し、第2信号で必要に応じ（2番手、3番手に分割して）出動するものとする。
- (5) 1番手の出動人員は定員の3分の1以内とする。
- (6) 水防管理者は、近年続発する局地的豪雨による洪水にかんがみ、気象状況等の連絡の有無にかかわらず異常豪雨に際しては、特に厳重な警戒を行うものとする。
- (7) 水防管理者は、水防上警察署と密接な関係があるので、あらかじめ必要と認められる事項については、所轄の警察署と協議しておくものとする。

6 ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者の水防体制

- (1) 平時の巡視
ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、平常監視員1名を定め、常に区域内を巡視させ水防上危険な場所を発見したとき（若しくは、その操作を必要とするとき）は所轄の水防管理団体に連絡して必要な措置を求めなければならない。
- (2) 監視員は、平常から工作物の点検をし、出水時の操作に支障のないようにしなければならない。

(3) 出水時の監視

ため池、用水頭首工、用水樋門、排水樋門、排水機各管理者は、監視員若干名と連絡員若干名をおき、水防作業を必要とするときは、直ちに水防管理者に連絡できるよう体制を整えておくこと。

(4) 鉄道路線その他重要な公共施設の川上に当たるため池の管理者は、ため池を操作するとき、又は決壊のおそれがあるときは、最寄りの駅にその他重要な公共施設の管理者に急報しなければならない。

7 堰堤管理者の水防体制

(1) 洪水期には、特に堰堤管理規定を厳守すること。

(2) 堰堤管理者は、洪水時の操作について、その操作が下流の鉄道路線に影響を及ぼすおそれのあるものについては、あらかじめ西日本旅客鉄道株式会社と連絡方法について協定しておくこと。

第2節 水防管理団体の出動

1 非常配置

各水防管理団体は、水防法第16条に規定する水防警報その他諸種の状況を判断して配置につく時期及び解除について自主的に決定するものとする。

ただし、水防上緊急を要するときは、知事は、水防法第30条に基づき指示することがある。

2 出 動

水防管理者は、次の場合、直ちに管内水防団又は消防機関及びため池管理者をしてあらかじめ定められた計画に従い、出動せしめ、警戒に当たらせる。

- (1) 河川水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (2) ため池堤体に漏水が生じ、決壊の恐れが生じたとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下及び津波の恐れがあるとき。
- (4) その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めたとき。

3 出動の援助協力

- (1) 水防管理者は、大規模な水防の活動を要するため水防法第22条及び第23条の規定に基づき警察官及び他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対して応援を求めた場合には、当該水防活動について応援を求めた現地の水防管理者は、現地に責任者をおくものとする。
- (2) この場合、責任者は目印として昼間は、赤腕章、夜間は赤ランプにより、その位置を明確にしておくこと。

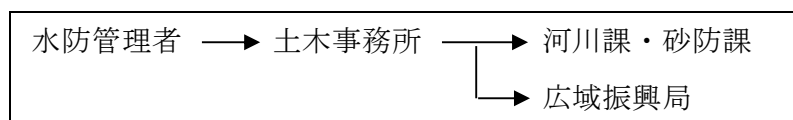
第3節 出動、水防開始、堤防・ため池等の異常に関する報告

1 出動、水防開始、堤防等の異常に関する報告

次の場合には、連絡系統図により直ちに報告するものとする。

- (1) 水防団及び消防機関が出動したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）

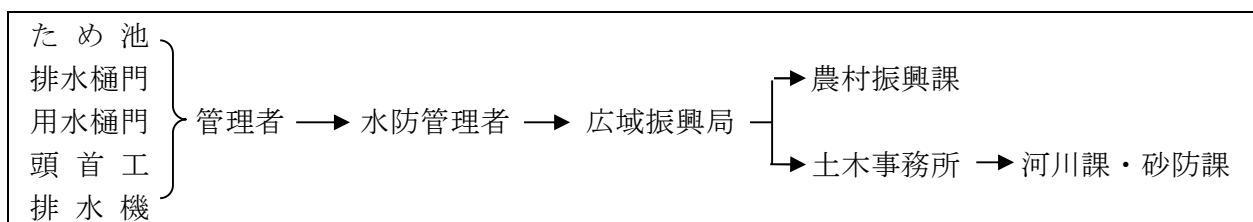
連絡系統図



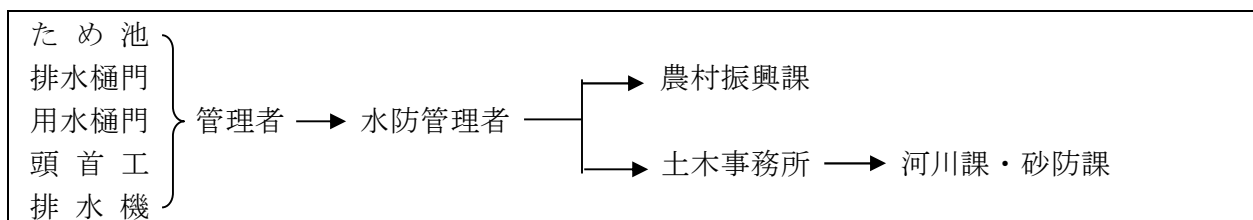
2 ため池等の異常に関する報告

ため池等の異常を発見したときは（これに関する措置を含む。）、次の系統により報告すること。

連絡系統図（京都市・乙訓地域以外）



京都市・乙訓地域連絡系統図



第4節 決壊等の通知

堤防若しくはため池が決壊し、又はおそれのある事態が発生した場合には、当該水防管理団体において水防法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所長、広域振興局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。土木事務所長においては、これを直ちに建設交通部河川課・砂防課、警察署、直轄管理区間にかかわるものは国土交通省関係事務所その他必要な機関に連絡するものとする。